

1 調査名称：宇和島市総合都市交通体系調査（都市計画道路網の見直し検討調査）

2 調査主体：宇和島市

3 調査圏域：宇和島都市圏

4 調査期間：平成22年度

5 調査概要：

本市は、数多くの歴史・文化遺産に恵まれており、都市の目指すべき将来像を踏まえた上での幹線道路網の構築が求められている。

しかし、本市の都市計画道路の中には、計画決定から30年以上が経過しているにもかかわらず、事業化の見通しが立っていない路線が存在し、計画決定から現在に至る間に本市をとりまく社会経済情勢も大きく変化している。また、全国的にも長期にわたる都市計画道路内での建築制限が問題となっている。

そこで、本市における主要道路網の配置を踏まえ、都市計画道路の見直し対象路線を抽出するとともに、それらの機能や周辺土地利用などから見直しの必要性を検討する「総合都市交通体系調査（都市計画道路網の見直し検討調査）」を実施する。

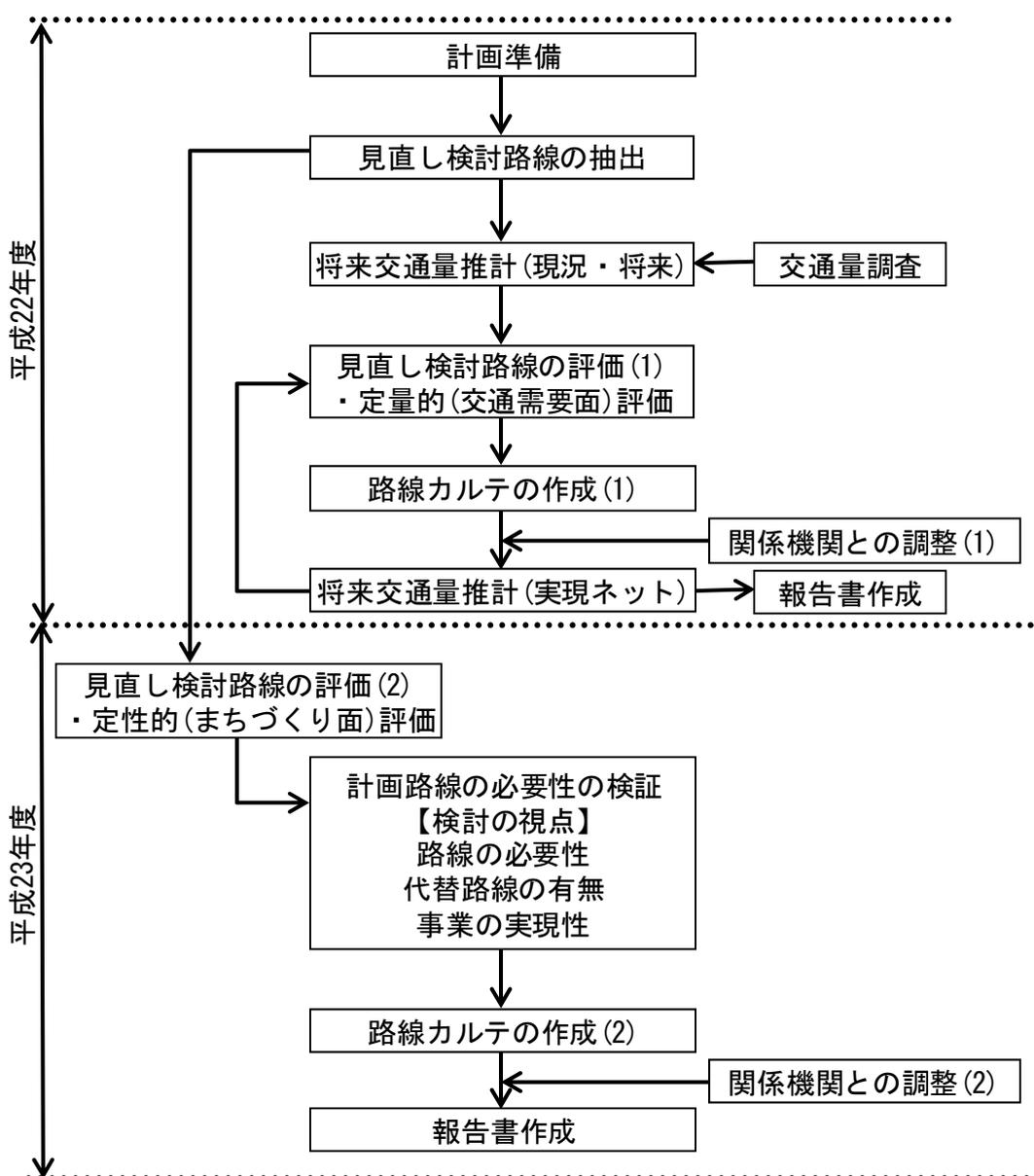
## II 調査成果

### 1 調査目的

宇和島市は、『宇和島城』『和霊神社』『遊子水荷浦の段畑』等、数多くの歴史・文化遺産や自然景観に恵まれている。

そのため、それらに配慮した幹線道路網の構築に資する基礎資料を得ること、また、長期未着手都市計画道路の必要性を検証し、変更・廃止を含めた見直し方針を立案する基礎資料を得ることを目的として本調査を実施する。

### 2 調査フロー



### 3 調査圏域図



### 4 調査成果

#### 1) 都市計画道路の整備状況

宇和島市の都市計画道路は、既成市街地を中心に 52 路線(特殊街路含む)を都市計画決定しており、そのうちの 26 路線では全線整備が完了している。

未整備区間を有する 26 路線のうち、整備済区間が存在する路線は 15 路線あり、その他の 11 路線は全線未整備の状況である。

なお、改良率は、51.0%(自動車専用道路含む)と県平均(54.3%)を下回る整備状況であり、整備の遅れがみられる状況である。

次頁に、整備状況図を示す。

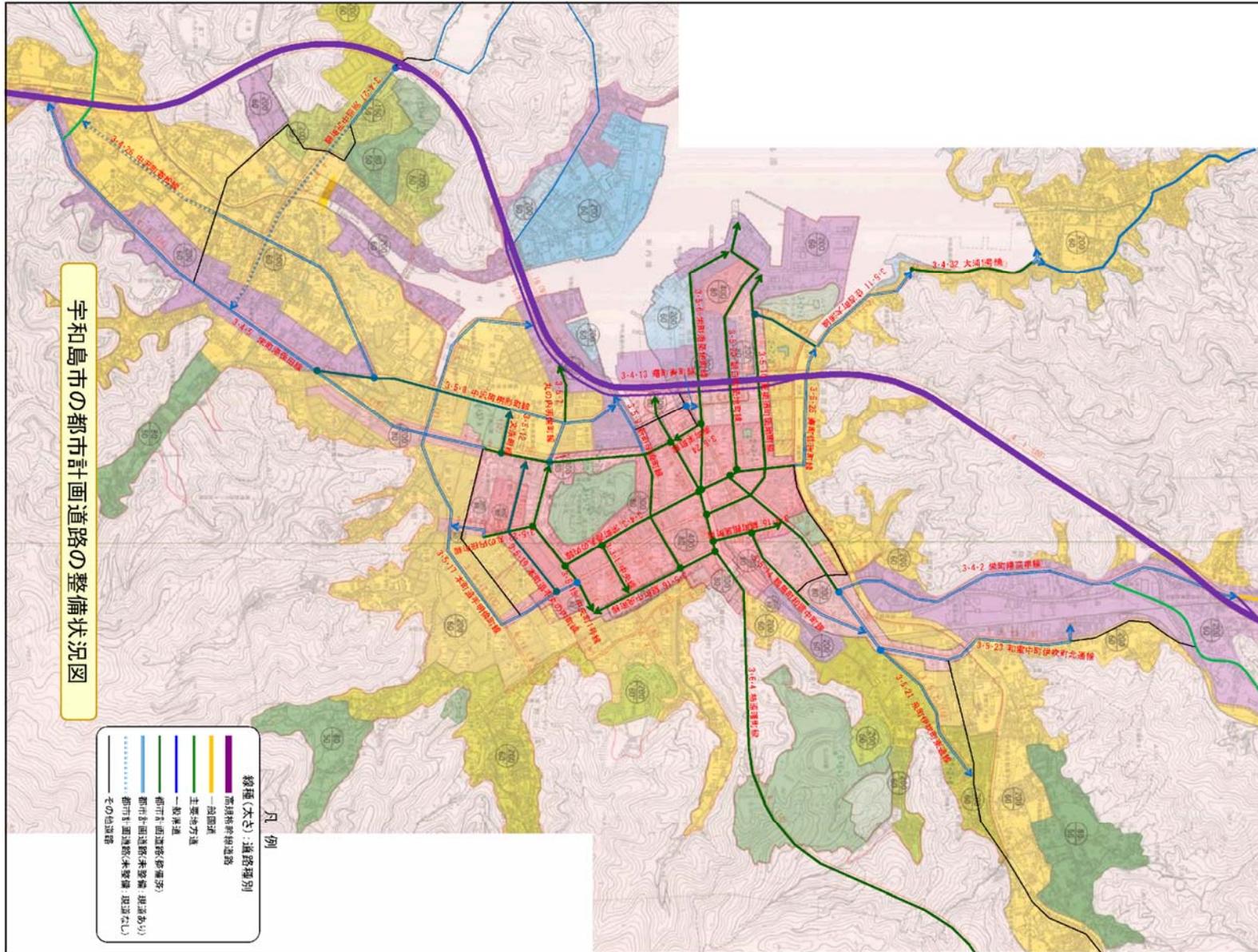


図 都市計画道路整備状況図

## 2) 見直し評価方法・基準の設定

都市計画道路の見直しは、『愛媛県都市計画道路見直しガイドライン(平成20年3月)』(以下、ガイドラインという)に基づいて行い、見直し対象路線の「存続」「変更」「廃止」の方針を決定する。

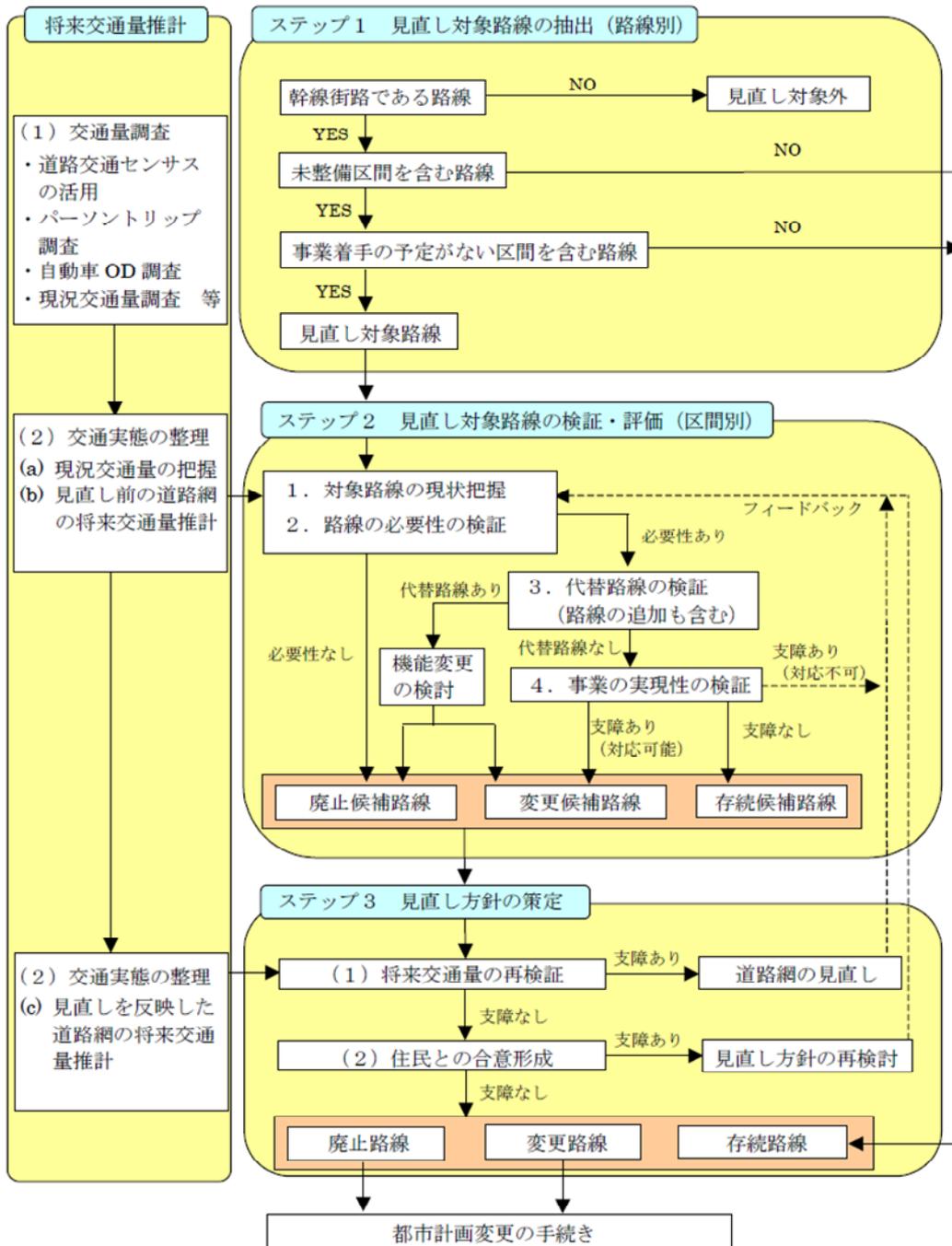


図 都市計画道路の見直し作業フロー

### 3) 見直し対象路線の抽出

ガイドラインに示された見直し対象路線の抽出条件に基づいて見直し対象路線の抽出を行うと、16 路線が対象となる。

番号	路線名	見直し対象路線の抽出条件			見直し対象判定
		幹線街路	未整備区間を含む	事業着手予定なし	
【自動車専用道路：3 路線】					
1	1・4・1 保田高串線	○	○	×	－
2	1・4・2 宇和島宇和線	○	○	×	－
3	1・4・3 宇和島津島線	○	○	×	－
【幹線街路：32 路線】					
4	3・3・1 中央町線	○	×	×	－
5	3・4・2 栄町港高串線	○	○	○	見直し対象路線
6	3・4・3 栄町港丸の内線	○	×	×	－
7	3・6・4 柿原曙町線	○	×	×	－
8	3・4・5 栄町港保田線	○	○	○	見直し対象路線
9	3・5・6 栄町港築地町線	○	×	×	－
10	3・5・7 丸の内明倫町線	○	○	○	見直し対象路線
11	3・5・8 中沢町榊形町線	○	○	○	見直し対象路線
12	3・5・9 新町明倫町線	○	○	○	見直し対象路線
13	3・5・10 恵美須町築地町線	○	×	×	－
14	3・5・11 住吉町大浦線	○	○	○	見直し対象路線
15	3・5・12 文京町線	○	×	×	－
16	3・4・13 曙町寿町線	○	○	○	見直し対象路線
17	3・5・14 鶴島町和霊中町線	○	○	○	見直し対象路線
18	3・5・15 錦町鶴島町線	○	×	×	－
19	3・5・16 錦町中央町線	○	×	×	－
20	3・5・17 本町追手明倫町線	○	○	○	見直し対象路線
21	3・5・18 中央町1号線	○	×	×	－
22	3・5・19 本町追手丸の内線	○	×	×	－
23	3・5・20 朝日町築地町線	○	×	×	－
24	3・5・21 泉町伊吹町東通線	○	○	○	見直し対象路線
25	3・5・22 丸の内桜町線	○	○	○	見直し対象路線
26	3・5・23 和霊中町伊吹町北通線	○	○	○	見直し対象路線
27	3・5・24 寿町栄町港線	○	×	×	－
28	3・5・25 寿町住吉町線	○	○	○	見直し対象路線
29	3・4・26 中沢町寄松線	○	○	○	見直し対象路線
30	3・4・27 別当中沢町線	○	○	○	見直し対象路線
31	3・3・31 住吉町坂下津線	○	×	×	－
32	3・4・32 大浦1号線	○	○	○	見直し対象路線
見直し対象路線数					16 路線

抽出した見直し対象路線は、沿道状況等から区間設定を行う必要がある。そのため、主要交差点や地形等に配慮しながら、都市計画道路の見直し判定（存続、変更、廃止）を行う単位として区間設定を実施した。

次頁に、検討区間図を示す。

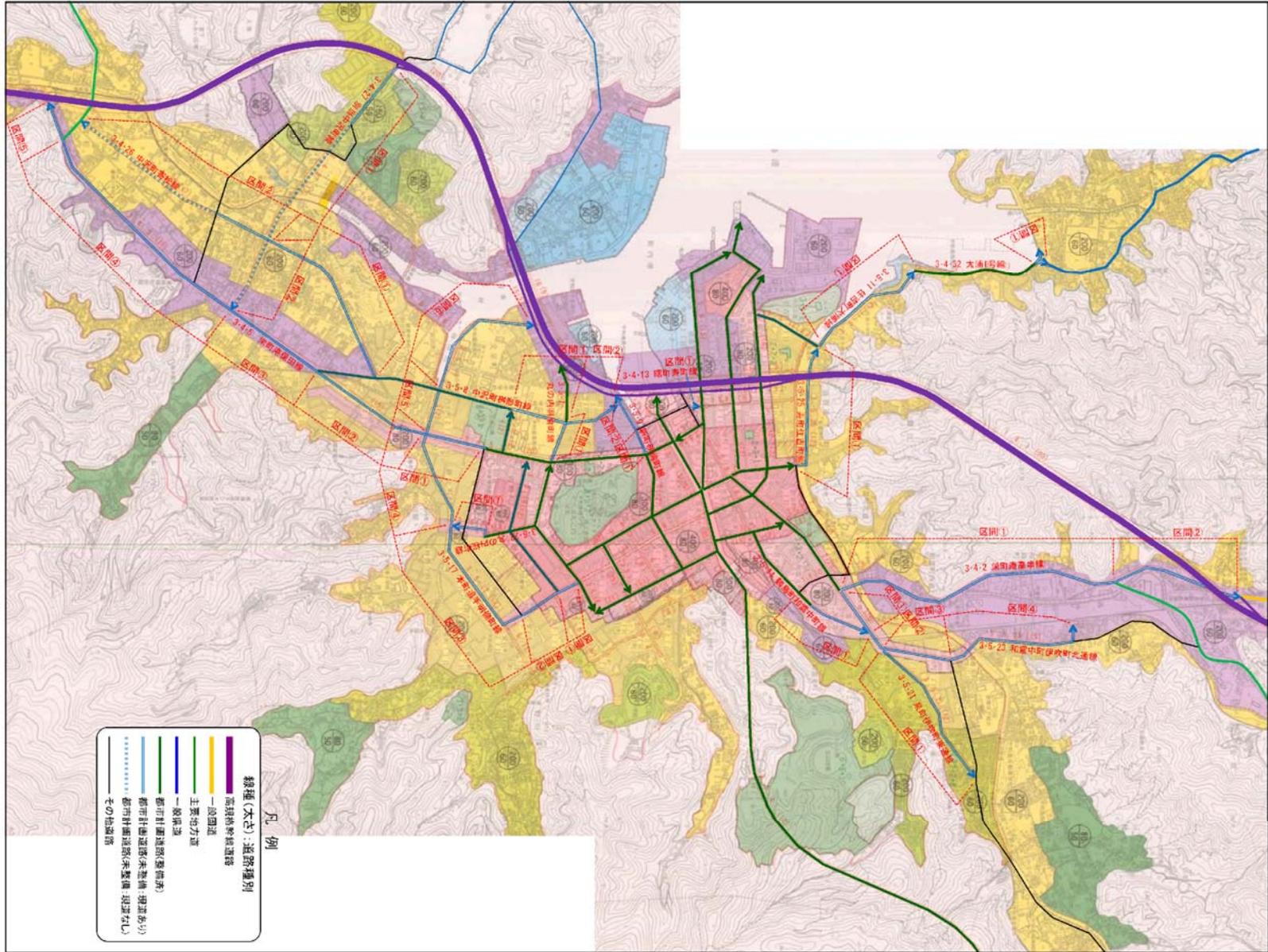


図 検討区間図

4) 見直し対象路線の検証・評価

①見直し対象路線の機能分類

幹線道路の機能を踏まえ、各見直し対象路線の機能（区分）を、都市計画決定の位置や沿道条件等から整理する。

表 見直し対象路線の機能(区分)分類

番号	路線名	路線の状況	区分
3・4・2	栄町港高串線	市中心部～自動車専用道路である宇和島道路の宇和島北 IC 間を接続する路線であり、西予・大洲市方面との連絡を担う主要路線として都市の骨格となる路線である。 (現道は国道 56 号)	主要幹線街路
3・4・5	栄町港保田線	市中心部～自動車専用道路である宇和島道路の宇和島南 IC 間を接続する路線であり、愛南町・高知県宿毛市方面との連絡を担う主要路線として都市の骨格となる路線である。 (現道は国道 56 号)	主要幹線街路
3・5・7	丸の内明倫町線	市中心部に位置し、沿道に宇和島東高校・鶴島小学校が立地している。文教地区内を通過する路線であり、路線長が比較的短いことから、主として地区内の発生交通を効率的に処理するための地区内道路である。 (現道は市道)	補助幹線街路
3・5・8	中沢町榊形町線	市中心部に位置し、国道 56 号～(都)新町明倫町線を接続する路線である。主として住宅地・文教地区内を通過する路線であり、沿道に明倫小学校・城南中学校・宇和島東高校、鶴島小学校等の各拠点が立地する等、都市内の拠点間連絡を担う路線である。 (現道は市道)	都市幹線街路
3・5・9	新町明倫町線	市中心部に位置し、(都)錦町中央町線～宇和島道路(側道)を接続する路線である。主として商業地・住宅地内を通過する路線であり、国道 56 号等の主要・補助幹線街路網内を通過する路線であることから、主要・補助幹線街路を補完する地区内道路である。 (現道は一般県道無月宇和島線、市道)	補助幹線街路
3・5・11	住吉町大浦線	宇和島港沿いに位置し、住吉町内を連絡する路線である。沿道には住吉公園(起点部)・住吉小学校等が立地しており、都市内の拠点間連絡を担う路線である。 (現道は一般県道吉田宇和島線)	都市幹線街路
3・4・13	曙町寿町線	市中心部に位置し、宇和島市役所～(都)栄町港築地町線を接続する路線である。拠点施設である宇	補助幹線街路

番号	路線名	路線の状況	区分
		和島市役所に隣接する路線であるものの、路線長が短く、国道 56 号等の主要・補助幹線街路網内に位置する路線であることから、主要・補助幹線街路を補完する地区内道路である。 (現道なし)	
3・5・14	鶴島町和霊中町線	市中心部に位置し、(都)錦町鶴島町線～(都)泉町伊吹町東通線を接続する路線である。主として住宅地内を通過する路線であることから、地区内の発生集中交通を効率的に処理するための地区内道路である。 (現道は市道)	補助幹線街路
3・5・17	本町追手明倫町線	市中心部の南側外周に位置し、(都)中央町 1 号線～(都)坂下津 1 号線を接続する路線である。沿道には、宇和島病院等の救急施設や宇和島南中学校等の文教施設が立地しており、市中心部の環状道路の一部として、都市内の骨格を担う路線である。 (現道は市道)	都市幹線街路
3・5・21	泉町伊吹町東通線	市中心部の東側に位置し、(都)和霊中町伊吹町北通線～市道を接続する路線である。接続する両路線間のショートカット路線として都市内の拠点間連絡を担う路線である。 (現道は市道)	都市幹線街路
3・5・22	丸の内桜町線	市中心部の南側に位置し、国道 56 号～(都)本町追手明倫町線を接続する路線である。沿道には宇和島病院等の救急施設が立地しているものの、路線長が比較的短く、国道 56 号等の主要・補助幹線街路網内に位置する路線であることから、主要・補助幹線街路を補完する地区内道路である。 (現道は市道)	補助幹線街路
3・5・23	和霊中町伊吹町北通線	市中心部の北東側に位置し、国道 56 号～北宇和島駅を接続する路線である。主として商業地・住宅地内を通過する路線であり、沿道には大型商業施設等が立地していることから、都市内の骨格を担う路線である。 (現道は市道)	都市幹線街路
3・5・25	寿町住吉町線	市中心部の北側に位置し、国道 56 号～(都)住吉町大浦線を接続する路線である。主として住宅地・商業地内を通過する路線であることから、地区内の発生集中交通を効率的に処理するための地区内道路である。 (現道は市道)	補助幹線街路
3・4・26	中沢町寄松線	市中心部の南側に位置し、国道 56 号～(主)宇和島下波津島線を接続する路線である。主として住宅地・商業地内を通過する路線であることから、	補助幹線街路

番号	路線名	路線の状況	区分
		地区内の発生集中交通を効率的に処理するための地区内道路である。 (現道は市道)	
3・4・27	別当中沢町線	市中心部の南側に位置し、自動車専用道路である宇和島道路の宇和島別当 IC～(都)栄町港保田線を接続する路線である。接続する路線は双方とも主要幹線道路であることから、都市内の骨格となる路線である。 (現道なし)	都市幹線街路
3・4・32	大浦1号線	宇和島港沿いに位置し、住吉町～大浦間を連絡する路線である。市中心部から大浦間の連絡を(都)住吉大浦線等とともに担う路線であることから、都市内の骨格となる路線である。 (現道は一般県道吉田宇和島線)	都市幹線街路

## ②交通需要からみた評価

交通需要から見た評価は、将来交通量推計結果をもとに、以下の2つの視点から実施した。

### 交通需要からみた評価の視点

視 点	内 容
需給バランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>需給バランスは、路線別に、路線および断面混雑度を評価</li> <li>混雑度評価は、1.25 以上の場合は路線の必要性が高い路線と判断し、1.25 未満は、さらに詳細な検討が必要な路線と判断</li> </ul>
OD内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>OD内訳は、路線別に、通過交通と地区内交通の利用割合を評価</li> <li>評価は、通過交通が多い場合は、ネットワーク機能が高い路線と判断</li> </ul>

交通需要からみた評価により、路線の必要性が高いと判断した路線(区間)は「存続候補路線」と位置付け、さらに検証が必要と判断された路線(区間)は「廃止候補路線」と位置づけ、平成23年度実施予定のまちづくりの視点などからみた評価を実施の上で最終評価を行う。